

大阪大学学生健康診断規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学保健センター（以下「センター」という。）が実施する大阪大学の学生に対する健康診断及び事後措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(健康診断の種類)

第2条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めたとときに行うものとする。

(受診の義務)

第3条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、センター長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書をセンターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、センター長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第4条 センター長は、別表による判定区分に基づき、健康診断の結果を学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)に通知するとともに、受診した学生に通知するものとする。ただし、疾病のない学生には、通知を省略することができる。

(事後措置)

第5条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、センター長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第6条 疾病のため休学中の者が復学した時は、学部長等を経て、センター長に申し出て、健康診断を受けることができる。

(証明書の発行)

第7条 第3条に定める健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

第8条 この規程に定めるもののほか、学生に対する健康診断及び事後措置等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別表

判 定 区 分		
生活 規正 の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D（健 康）	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健 康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの